

生活福祉資金借受世帯の引き継ぎの実施にあたって

ご退任予定の民生委員の皆様へ

長きにわたり、誰もが安心して生活できる地域づくりのために、ご尽力を賜りありがとうございます。また、社協の各種事業にご協力を賜りましたことに重ねてお礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり、「生活福祉資金貸付制度」は住民の生活を支援し、自立を図るための貸付事業ですが、事業の実施主体である都道府県社協だけでなく、利用者の身近な地域で窓口となる市区町村社協、そして地域住民に最も近い立場から相談支援を担っていただく民生委員の連携・協力があってこそ、貸付の意義を高めることが可能となります。

借受人の償還期間は長期に渡る場合も多く、民生委員の皆様による継続的な相談支援が不可欠です。民生委員活動の3原則のひとつに「継続性の原則」があります。民生委員の交代があった場合でも、支援が必要な住民への相談支援は適切な引き継ぎにより継続されることとされています。この原則は、生活福祉資金借受世帯に対する支援に対しても同様であります。

つきましては、後任委員への引き継ぎをどうぞよろしくお願い申し上げます。

1. ご後任の委員への引き継ぎについて

後任委員への引き継ぎに際しては、借受世帯に対する相談支援について、「支援記録票」等の書面(記録)の引き継ぎとともに、活字になっていない貴殿の経験に基づく助言や活動のやりがい、地域への思いなどをお話しいただければと思います。

(1) 「支援記録票」の引き継ぎ

借受世帯に対する民生委員の相談支援の記録用紙として「支援記録票」が作成されていると思います。「支援記録票」は適宜必要に応じて記載することになっており、「支援回数」、「支援年月日」、「償還状況」等に加えて自由記載「支援記録」欄が設けられており、担当する借受世帯へ民生委員が行った支援内容や経過の記録を記したケース記録といえます。

後任委員の方に、借受世帯に対するこれまでの民生委員の関わりを説明する際に大切な資料となります。

(2) 経験に基づく助言

後任委員の方が、借受人との信頼関係をつくっていくためには、その家庭が抱えている課題や思いなどを理解することが重要となります。

貴殿のこれまでの経験をもとに、「支援記録票」には記載されていない情報や借受世帯への相談支援におけるヒントなどを助言していただければ幸いです。

《伝えることが期待される情報》

①借受世帯にはどのような課題があるのか。

(例)両親は子どもの教育について悩んでいる。

②借受世帯は何を望んでいるのか。

(例)子どもの教育について相談できる場所が欲しい。

③これまで借受世帯に民生委員はどのように関わってきたか。

(例)3ヶ月に1回程度世帯を訪問し、困りごとがないか等を聞いていた。

2. 引き継ぎに向けてご留意いただきたい点

後任委員への情報提供について、借受世帯の了承を得る。

貴殿がこれまでの借受世帯への相談支援において知り得た情報のなかには、貴殿と借受世帯との信頼関係の上で提供された情報もあるものと思います。

それゆえ、引き継ぎにあたっては、委員交代の報告とともに、どのような情報を後任委員に伝える予定かを借受世帯に伝え、了承を得ておくようにしましょう。

分からないことがあった場合は、市町村民児協事務局や市区町村社協に確認する。

後任委員への引き継ぎを行っていくうえで、はっきりと説明できないことや貴殿の担当地区ではなかったケースについて質問をされることもあるかと思えます。

その際は、市町村民児協事務局や市区町村社協に確認するようにしましょう。確認・相談する相手がいることを示すことは、後任委員の安心にもつながります。

3. 関係書類の取り扱いについて

本貸付事業にご協力いただくなかでは、「支援記録票」以外にも以下のような書類を保管されていることがあると考えられます。これらの書類につきましては、民児協事務局にその取り扱いについてご確認いただき、適切な処理（廃棄、返却等）をお願いいたします。

- ・民生委員調査(意見)書(写)
- ・貸付金償還開始のお知らせ
- ・貸付金最終償還期限到来のお知らせ
- ・貸付金償還完了のお知らせ
- ・月次報告書(借受人の償還状況を把握するための書類)
- 等

民児協事務局の皆様へ

民生委員の引き継ぎに関する具体的な方法については、単位民児協や市区町村社協ごとに異なっているのが現状です。引き継ぎ時の課題や改善策等について、現在までも蓄積・ご検討のことと存じますが、この度の改選に伴う課題についても同様に蓄積し、より円滑な引き継ぎに繋げてくださいますようお願いいたします。

後任の委員に引き継ぐべき具体的な役割や項目については、単位民児協や市区町村社協担当者等が一堂に会し確認を行うなど、引き継ぎを関係者の連携や生活福祉資金の意義について共通認識を作る機会としていただくことが望ましいといえます。

また、退任委員全体の約3割が3年で退任しており、引き継ぎ時に疑問や質問が生じることも考えられます。問い合わせがあった場合の疑問の解消や、市区町村社協と連携し新旧委員間で確実に引き継ぐ場を設けるなど、引き継ぎへのサポートをご検討ください。

市区町村社協関係者の皆様へ

民生委員には社協の生活福祉資金事業の協力者として重要な役割を担っていただいております。しかし現状では、社協から民生委員への説明不足が指摘されているとともに、地域に借受人がおらずこれまで本貸付事業の協力者という立場で支援を行ったことがない民生委員も少なくありません。

民生委員の交代の際には、改めて本貸付事業の支援者としてなぜ民生委員のかかわりが必要なのかを説明し、民生委員活動の一環として生活困窮者支援を行う上で、本貸付事業への協力を理解を得ていくための研修会等を実施することが必要です。近年、退任委員全体の約3割が3年で退任しており、引き継ぎ時に疑問や質問が生じることも考えられます。問い合わせがあった場合の疑問の解消や、民児協事務局と連携し新旧委員間で確実に引き継ぐ場を設けるなど、引き継ぎへのサポートをご検討ください。

また民生委員が交代する場合には、現任の委員から借受世帯に事前報告するとともに、可能であれば事業の担当者として社協職員が新旧委員とともに借受世帯と一緒に訪問することが期待されています。

後任の委員に引き継ぐべき具体的な役割や項目については、単位民児協や市区町村社協の関係者が一堂に会し確認を行うなど、引き継ぎを関係者の連携や生活福祉資金の意義について共通認識を作る機会としていただくことが望ましいといえます。